●市職員を募集します

総務課人事担当　23-5195

　平成30年4月1日採用の大崎市職員を募集します。

■中級試験（短大卒程度）の受験資格

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 受験資格 |
| 幼稚園教諭兼保育士 | 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する人、または平成30年3月31日までに幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得する見込みの人 |
| 栄養士 | 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、栄養士の資格を有する人または平成30年3月31日までに資格を取得する見込みの人 |

■初級試験（高校卒程度）の受験資格

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 受験資格 |
| 行政、土木、建築、行政（身体障害者） | 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人  ※行政（身体障害者）は、次の要件が追加されます。  　①自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行 　が可能な人、②身体障害者手帳の交付を受けている　人、③活字印刷文による出題に対応できる人 |

■社会人試験（短大卒程度）の受験資格

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 受験資格 |
| 幼稚園教諭兼保育士 | 昭和53年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する人、併せて、幼稚園または保育所において、幼稚園教諭または保育士として通算５年以上の職務経験を有する人 |

試験区分・職種・採用予定人員

■中級試験（短大卒程度）

・ 幼稚園教諭兼保育士 6人程度

・ 栄養士　若干名

■初級試験（高校卒程度）

・ 行政　5人程度

・ 土木　若干名

・ 建築　若干名

・ 行政（身体障害者）　若干名

■社会人試験（短大卒程度）

・ 幼稚園教諭兼保育士 3人程度

試験日・申込方法など

■一次試験日

　９月17日

■受験申込書の請求先

　総務課または各総合支所地域振興課で７月３日から配布します。

　郵送で請求する場合は、140円分の切手を貼った返信用封筒（角型2号）に郵便番号、住所、氏名を記入し同封してください。

■申込方法

　受験申込書（写真貼付）と受験票（62円切手貼付）に必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。郵送の場合は、簡易書留郵便など確実な方法で送付してください。

■送付先

　〒９８９―６１８８

　大崎市古川七日町１―１　大崎市役所総務課人事担当

■申込受付期間

　７月３日から８月７日17時15分まで（必着）

●国民年金保険料の免除申請・障害年金の現況届を受け付けします

市民課年金係　23-6079

国民年金保険料の免除申請などの受付

　国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の制度が利用できます。納付義務者（本人・配偶者・世帯主）の前年の所得で審査を行いますので、税の申告が済んでいない人は申告をしてください。

　また、失業や災害の特例もありますので相談してください。平成28年度（平成28年7月から平成29年6月まで）に免除になっていた人の場合など、詳細はお問い合わせください。

■免除期間

　平成29年度分（平成29年7月から平成30年6月まで）

■申請場所

　市民課、各総合支所市民福祉課市民窓口担当、古川年金事務所

■持参するもの

　窓口に来た人の本人確認ができるもの（運転免許証など）、代理人の場合は申請者の印鑑（認印）、学生の場合は学生証や在学（在籍）証明書、失業の場合は雇用保険受給資格者証など

■問い合わせ先

古川年金事務所　23-1200

市民課年金係　23-6079

●第54回政宗公まつりに参加しませんか

岩出山総合支所地域振興課農林商工担当　72-1215

　第54回政宗公まつりを９月９日・10日に開催します。

　今年も多くの皆さんと、まつりの興奮と感動を味わうべく、９月10日の本まつり「伊達武者行列」の参加者を募集します。

募集区分・募集人員など

①騎馬武者隊

募集人員　10人

応募資格　18歳以上で体力に自信のある人

②甲冑武者隊

募集人員　35人

応募資格　18歳以上で体力に自信のある人

③ちびっこ政宗

募集人員　5人

応募資格　実行委員会で用意したよろいを着て行進のできる小学1～3年生

※保護者が着替え会場まで送迎してください。

④ちびっこ愛姫

募集人員　3人

応募資格　自分が持っている着物を着て参加できる小学1～6年生

※保護者が出発会場まで送迎してください。

⑤愛姫

募集人員　１人

応募資格　18歳以上（高校生を除く）で、実行委員会で用意した着物を着て参加できる人

⑥鎧着付助っ人隊

内容　騎馬武者隊・甲冑武者隊が着用する、よろいの着付けの手伝い

※資格や定員はありません。

応募方法など

■応募方法

　住所・氏名（ふりがな）・性別・年齢（③④は学校名と学年）・電話番号と、「騎馬武者」「甲冑武者」「ちびっこ政宗」「ちびっこ愛姫」「愛姫」「鎧着付助っ人隊」のうち希望するものを明記し、官製はがき、ファクス、Ｅメールのいずれかで応募してください。

　また、⑤を希望する人は、全身写真を添えて応募してください。

※写真は返却できません。あらかじめご了承願います。

■応募期間

　７月10日まで（当日の消印有効）

■選考方法

　応募多数の場合は、政宗公まつり実行委員会で選考を行います。

　選考結果は、応募者全員に通知します。

■応募先・問合せ

〒９８９―６４９２

大崎市岩出山字船場21

政宗公まつり実行委員会事務局（岩出山総合支所地域振興課内）

電話72-1215　ファクス72-1290　Ｅメール　i-chiiki＠city.osaki.miyagi.jp

●平成29年議会報告・意見交換会を開催します

議会事務局議事調査担当　52-5838

　議会活動などをわかりやすく報告するとともに、政策提言や今後の議会改革に生かすために開催します。

　今回は「公共交通について」、「防災・減災について」の２つをテーマに市民皆さんとの意見交換を行います。会場には、できる限り地元議員が伺います。皆さんの議会に対する声をお聞かせください。

　詳しくは市議会ホームページで確認してください。

■大崎市議会ホームページ

http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/27,html

■議会報告・意見交換会の開催日など

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日時 | 地域 | 会場 |
| 7月12日  19:00～20:30 | 古川 | 古川志田東部コミュニティセンター、古川宮沢地区公民館、北谷地部落生活センター |
| 鳴子温泉 | 川渡地区公民館 |
| 田尻 | 沼部公民館 |
| 7月13日  19:00～20:30 | 古川 | 市役所本庁舎北会議室、古川富永地区公民館 |
| 松山 | 松山下伊場野地区公民館 |
| 三本木 | 三本木総合支所 |
| 鹿島台 | 鹿島台総合支所 |
| 7月19日  19:00～20:30 | 古川 | 古川志田地区公民館、古川清滝地区公民館 |
| 松山 | 松山老人福祉センター |
| 岩出山 | 岩出山公民館（スコーレハウス） |
| 田尻 | 大貫地区公民館 |
| 7月20日  14:00～15:30 | 鹿島台 | 鹿島台公民館 |
| 7月20日  19:00～20:30 | 古川 | 古川南部コミュニティセンター、古川東大崎地区公民館、古川敷玉地区公民館 |
| 岩出山 | 池月地区公民館 |
| 7月21日  14:00～15:30 | 古川 | 新図書館（ホール） |
| 7月21日  19:00～20:30 | 古川 | 宮袋公会堂、西古川地区公民館、小野第三区集会所 |
| 鳴子温泉 | 鬼首地区公民館 |

●大崎市こくほ健康ポイント事業が始まります

保険給付課国民健康保険担当　23-6051

　国民健康保険加入者の皆さんの健康づくりを応援するため、「大崎市こくほ健康ポイント事業」を始めます。特定健康診査やがん検診の受診、健康教室などへの参加でポイントを集めて応募すると、抽選で記念品（温泉宿泊券など）をお届けします。

■対象者

　40歳から74歳までの大崎市国民健康保険の被保険者で特定健康診査を受ける人

■対象期間

　７月から12月末日まで

※検診事業は５月実施分から対象です。

■ポイントの集め方

　次の①～②の手順で５ポイントを集めて、応募してください。

①保険給付課、健康推進課、各総合支所市民福祉課のいずれかで、ポイントカードとお知らせチラシを入手します。

※土・日曜日・祝日を除く

②検診の受診、健康教室・講座、イベントへの参加などで、ポイントカードにスタンプを押してもらいます。

※特定健診、がん検診、その他検診は自分で受診日を記入してください。

■記念品の応募方法

　５ポイントを集めたら、保険給付課、健康推進課、各総合支所市民福祉課へポイントカードを持参、または保健給付課へ郵送してください。

応募期限　平成30年1月10日（必着）

郵送先　大崎市古川七日町1―1　保険給付課

■その他

　抽選の結果、当選者には、平成30年3月に記念品を郵送します。詳しくは、市ウェブサイト、または、お知らせチラシをご覧ください。

記念品

【一等】鳴子温泉宿泊券

10,000円相当　10人分

【二等】三本木・田尻日帰り温泉入浴回数券

4,000～6,000円相当　20人分

【三等】鳴子温泉郷湯めぐりチケット

1,300円相当　970人分

ポイントの対象事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対象事業 | ポイント |
| 必須  事業 | 特定健康診査の受診 | 1ポイント |
| がん検診（胃がん、結核・肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がんのうち、いずれか一つ以上）の受診 | 1ポイント |
| 選択  事業 | 成人歯科健診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診 | 各1ポイント  （最大3ポイント） |
| 特定保健指導、健康教室・講座、健康相談、健康イベントなど |
| ジェネリック医療品希望シールを保険証に貼る |

●地域活動サポーター養成研修を開催します

高齢介護課高齢福祉係　23-6085

　地域の高齢者による自主的活動を支援する「活動サポーター」を養成する研修を開催します。体操やレクリエーションなどを学び、自身や地域の高齢者のいきいきとした健康づくりに向けて、集会所などで活動してみませんか。

■研修内容

　運動やレクリエーションの実践、活動の紹介

■対象

　高齢者の集いの代表者、高齢者の地域活動を行っている人、サポーター活動に興味のある人

■申込

　各研修の開催前日まで電話で申し込み

■その他

　研修は会場ごとに３回受講し、運動しやすい服装と靴で参加してください。

■地域活動サポーター養成研修「リーダー・サミット」開催日程

|  |  |
| --- | --- |
| 会場 | 日時 |
| 【古川地域】  古川保健福祉プラザ | 7月31日、8月29日、9月6日  13：30～15：30 |
| 【松山地域】  松山保健福祉センター | 8月29日、9月27日、10月31日  13：30～15：30 |
| 【三本木地域】  三本木総合支所 | 8月28日、9月26日、10月30日  10：00～12：00 |
| 【鹿島台地域】  鹿島台保健センター | 8月30日、9月29日、10月25日  13：30～15：30 |
| 【岩出山地域】  岩出山地域福祉センター | 8月21日、9月11日、10月16日  10：00～12：00 |
| 【鳴子温泉地域】  鳴子保健・医療・福祉総合センター | 8月25日、9月28日、10月20日  13：30～15：30 |
| 【田尻地域】  田尻スキップセンター | 8月24日、9月25日、10月26日  10：00～12：00 |

※松山地域 9月27日の会場は、松山総合支所になります。

●結核・肺がん検診（胸部エックス線検査）を毎年受けましょう

健康推進課成人保健担当　23-５311

結核は過去の病気と思っていませんか

　平成27年の統計によると、日本国内の新規結核患者数は1万8280人で、1955人が結核で死亡しています。宮城県の新規結核患者数は198人、死亡者数は23人で、過去の病気とは言えない状況です。

　結核は、結核菌による感染症（人にうつる病気）であり、受診の遅れや患者発見の遅れは「集団感染」につながる危険性があります。

　そのため、検診による早期発見は本人の重症化を防ぐだけではなく、大切な家族や職場を守るためにも大変重要です。

がん死亡者数の第１位 増えている肺がん！

　全国の統計で、２人に１人ががんになると言われている中、肺がんによる死亡者は年々増えています。また、がんによる死亡のうち、肺がんは男性が第１位、女性は第２位です。男女ともに40歳以降は発症率が高くなり、特に50歳代から急増すると言われています。

　肺がんによる死亡を防ぐには、一次予防と二次予防があります。一次予防は、たばこやアスベスト（石綿）などの危険因子を避けることで、二次予防は、検診を受けることで早期にがんを発見し、早期に治療するというものです。

肺がんの一次予防

　肺がんの種類は、「非小細胞肺がん」（表1）と「小細胞肺がん」（表2）に大別されます。どちらも、喫煙が深く関わっていることが知られています。肺がんの85％は「非小細胞肺がん」であり、組織型で「非扁平上皮がん」のうち、「腺がん」が最も多く、男性患者の40％、女性患者の70％以上がこのタイプであると言われています。腺がんの女性患者の多くは非喫煙者であることから、受動喫煙による副流煙が関係していることが考えられます。

　扁平上皮がんと小細胞がんは、患者のほとんどが喫煙者で、男性に多い肺がんです。

　また、大細胞がんの発症は比較的まれですが、男性に多くみられます。

　禁煙したいが、喫煙をなかなかやめられないという人のために、禁煙を支援する医療機関があります。特に、喫煙歴が長い人はニコチン依存の関係から、自分の意思だけで禁煙することが難しい傾向にあります。禁煙を支援する医療機関でサポートを受けることをお勧めします。

肺がんの二次予防

　肺がんは、初期にはほとんど自覚症状がなく発見が遅れることがあります。早期に発見することは生存率に大きく影響することから、定期検診は大変重要です。

　おおさき市民健診の結核・肺がん検診は胸部エックス線検査（レントゲン検査）で、40歳以上の人は無料で受けられます。この機会に、各地域の検診日程を確認し、定期的に受診しましょう。

■表1 非小細胞肺がん

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 組織型 | | 多く発生する場所 | 特徴 |
| 非扁平上皮がん | 腺がん | 肺の奥の方 | ・女性の肺がんで多い  ・症状が出にくい |
| 大細胞がん | 肺の奥の方 | ・増殖が速いことが多い |
| 扁平上皮がん | | 肺の入り口近く | ・ほとんどが喫煙者 |

■表2 小細胞肺がん

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織型 | 多く発生する場所 | 特徴 |
| 小細胞がん | 肺の入り口近く | ・ほとんどが喫煙者  ・転移しやすい |

●市有地を売却します

財政課管財担当　23-5177

　市有地の売り払いを行います。希望する人は期日まで申し込みをしてください。

■入札方法など

入札参加資格　個人、法人は問いません。また、２人以上の「共有名義」で参加することもできます。ただし、次の内容に該当する人は参加できません。

①契約する能力を有しない人または破産者で復権を得ていない人

②市民税などの地方税を滞納している人

売却方法　一般競争入札

入札日　　７月28日

売却金額　市で定めた予定価格以上の価格で最も高い価格

■申込方法

申込受付期間　７月３日から21日

申込書　財政課で配布または市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,20436,31,121,html）からダウンロード

申込書提出先　財政課（市役所東庁舎３階）

■売却物件概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 種別 | 面積 | 予定価格 |
| ① | 宅地 | 353.70㎡ | 5,321,420円 |
| ② | 宅地 | 245.46㎡ | 3,910,180円 |
| ③ | 宅地 | 310.98㎡ | 5,504,350円 |
| ④ | 宅地 | 310.20㎡ | 5,490,540円 |
| ⑤ | 宅地 | 133.53㎡ | 1,335,300円 |
| ⑥ | 宅地 | 122.68㎡ | 1,226,800円 |
| ⑦ | 宅地 | 122.84㎡ | 1,228,400円 |
| ⑧ | 宅地 | 116.15㎡ | 1,161,500円 |
| ⑨ | 宅地、  建物（工場） | 土地 1,665㎡、  床面積 1,188.9㎡ | 9,810,000円 |

売却物件番号 ①～④　三本木字しらとり3番3、4、5、6

売却物件番号 ⑤～⑧　田尻北牧野目字新田25番1、8、9、10

売却物件番号 ⑨　岩出山字下真山佐野18番1、19番1

●国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の軽減が見直されます

税務課国民健康保険税担当　23-5147

国民健康保険税とは

　国民健康保険税（国保税）は、前年の所得をもとに計算する「所得割額」、固定資産を持っている人にかかる「資産割額」、国民健康保険に加入する人数に応じて計算する「均等割額」、加入世帯に対してかかる「平等割額」の4つの項目の合計額となります。課税限度額は89万円です。

■低所得者に係る国保税軽減の変更

　平成29年度から世帯の軽減判定所得額が表１のとおり変更になり、国保税（均等割・平等割）の軽減対象範囲が広がります。

※軽減判定所得額は、世帯主を含む被保険者全員の合計額です（世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも算入されます）。また、軽減の判定は、４月１日現在の世帯構成によって行われます。

■納税通知書の送付

　国保税の納税通知書は7月中旬に送付します。同封する納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者には納付書を同封しません。納税額と口座振替日を確認してください。また、納税組合の組合員は、加入している納税組合長へ送付します。

※年金から引き落としの人には、8月上旬に送付します。

後期高齢者医療保険料とは

　後期高齢者医療保険料（保険料）は、75歳（一定の障害があると認定されたときは65歳）以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得をもとに計算する「所得割額」の合計額となります。

　この保険料は、宮城県後期高齢者医療広域連合により決定され、2年ごとに見直されます。なお、年間保険料は、均等割額4万2480円に所得割額（前年中の所得―33万円）×8.54％を足したもので、課税限度額57万円に変更はありません。

■低所得者に係る保険料軽減　の変更

　平成29年度から世帯の軽減判定所得額が表2のとおり変更になり、保険料（均等割額）軽減対象範囲が広がりました。

■所得割額の軽減割合

　「前年中の所得―33万円」が58万円以下の人は、平成29年度の保険料所得割額が2割軽減になり、平成30年度以降は軽減なしになります。

■均等割額の軽減割合

　後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者だった人を対象に、平成29年度以降、表3のとおり変更になります。また、所得割額の負担はありません。

※世帯の均等割額の軽減割合が9割または8.5割軽減の場合は、その割合になります。

■保険料額決定通知書の送付

　保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。同封する納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者には納付書を送付しません。保険料額と口座振替日を確認してください。

※年金から引き落としの人には、8月上旬に送付します。

※後期高齢者医療保険料は、原則として年金から引き落としされますが、届け出により口座振替に変更することもできます。

■表1 国民健康保険税の軽減判定所得額

|  |  |
| --- | --- |
| 軽減  割合 | 基準世帯 |
| 7割 | 世帯の所得が33万円を超えない世帯 |
| 5割 | 世帯の所得が「33万円＋27万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」を超えない世帯 |
| 2割 | 世帯の所得が「33万円＋49万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」を超えない世帯 |

※特定同一世帯所属者は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の人です。

■表2 後期高齢者医療保険料均等割額の軽減判定所得額

|  |  |
| --- | --- |
| 軽減  割合 | 世帯の被保険者と世帯主（被保険者でない人も含む）の所得の合計が次の金額以下の世帯 |
| 9割 | 33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（年金以外の所得がない場合） |
| 8.5割 | 上記以外の世帯 |
| 5割 | 「33万円＋（27万円×世帯の被保険者数）」を超えない世帯 |
| 2割 | 「33万円＋（49万円×世帯の被保険者数）」を超えない世帯 |

■表3　後期高齢者医療保険料均等割額の軽減割合

平成29年度　7割軽減

平成30年度　5割軽減

平成31年度　5割軽減 ※

※平成31年度は資格取得後2年間が軽減対象です。

●大崎市教育委員会委員の異動

　澁谷秀昭委員長の任期が平成29年5月29日に満了したことに伴い、後任の委員として佐藤寛氏が、市長より発令を受けました。任期は平成29年5月30日から平成33年5月29日までの4年間です。

　また、平成29年5月30日に開催された教育委員会第1回臨時会において、氏家茂氏が教育委員長に選出されました。任期は平成29年5月30日から1年間になります。